

新規高卒者を採用するにあたって

1. 求人受付・選考開始日について

●求人の受付：6月1日以降

- ・6月1日からハローワークに「求人申込書【高卒】」を提出することができます。
- ・求人の提出は原則求人者マイページからお願いいたします。ご不明点等あればハローワークまでご連絡ください。
- ・求人票内の「青少年雇用情報」については、高校生にわかりやすい求人とするために、すべての項目の入力をお願いいたします。

●求人票の返戻・公開：7月1日以降

- ・求人票は7月1日以降、ハローワークの受理印を押した控えを事業所へ返戻いたします。求人票が返戻された後は、受理印を押した控えのコピーを持参し高校を訪問することが可能です。

●推薦開始：9月5日以降 ●選考・採用内定開始日：9月16日以降

- ・9月5日から学校を経由して生徒の応募が始まりますが、選考は9月16日からですので面接日はそれ以降に設定をしてください。
- ※応募書類が届いても、9月16日以前に面接をすることはできません。

～9月5日からの応募に向けて、生徒は求人票を確認し準備を進めます～
推薦開始前の求人提出にご協力をお願いします

※「大卒等求人」や「一般求人」との併用募集はできません。

「高校生か大学生のどちらかで1名」「一般求人を出しているけど、一般で決まらなかったら高卒で」など、併用での募集はできません。高卒求人を提出される際は、新規高卒者を確実に採用できる人数で提出願います。

※「応募者がいないので求人を取り消す」ことは原則できません。

進学や公務員希望からの進路変更等により、すぐに応募者がいなくても後に応募者が出る場合がありますので、「応募者がいないので取り消したい」「3名で募集したが1名決まったので取り消したい」など、募集人数が充足していない状態で取り消すことは原則できません（急な店舗閉鎖や経営上の問題でやむを得ない場合は「募集の中止・募集人員の削減通知書」の提出が必要になります）。

2. 応募書類・選考について

●新規学卒者の応募書類は決められています

- ・ 全国高等学校統一様式（履歴書・調査書）が学校から提出されます。
- ・ 住民票など本人の適性、能力と直接関係のない書類の提出を求めることはできません。
- ・ 健康診断書の提出、採用選考時の健康診断は応募者の適性、能力を判断する上で合理的かつ客観的に必要と認められる場合を除いて実施しないようにしてください。必要性の判断に迷う場合は事前にハローワークに相談の上、求人票にも明記してください。

●求人票に記載した選考方法以外による選考は実施しないようにしてください。

- ・ 筆記試験や作文などを行う場合は必ず求人票に明記してください。

3. 選考日・選考結果の通知について

●選考日の通知は早急に通知してください

- ・ 面接日時が「随時」の場合は、応募書類到着後、なるべく早い時期に選考日を設け、書面により早急に学校を経由し生徒に通知してください。

●選考結果は1週間以内を目途に通知してください

- ・ 選考結果は書面により学校を経由し、1週間以内を目途に生徒に通知してください。
- ・ 不採用となった生徒の応募書類は、選考結果通知と一緒に返送してください。

※生徒は採用内定通知を受けてから2週間以内に、学校を経由して企業に意思表示を行います。

【応募できる数が決められています】

生徒は10月までは1人1社、11月以降も1人2社までしか応募できません。

もし不採用だった場合、生徒は次の応募の準備を進める必要があるため、選考日及び選考結果通知は早めに通知していただくようご協力お願いします。

4. 入社日について

●卒業式の翌日以降となるように決定してください

- ・ 卒業式の日付は各学校に確認をしてください。

5. 入社前の実習・研修について

●卒業前に実習・研修を行う場合は、学校教育の妨げにならないよう配慮してください

- ・ 卒業式が終わるまでは学業が本業になります。卒業前に実習・研修を行う必要がある場合は、学校教育の妨げにならないよう配慮してください。
- ・ やむを得ず卒業前に実習・研修を行う場合は、必ず本人とその保護者及び学校の了解を得た上で実施してください。
- ・ 採用前に行った実習・研修の内容により採用内定を取り消すことはできません。